

「長期優良住宅」の認定を受けられる方へ

認定申請書類

申請を行う場合、以下の申請書等を正本・副本1部ずつをご提出ください。(手数料は裏面をご確認ください。)
 ※仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市は、各市で申請書等や手数料を定めていますので、各市担当課へご確認ください。

■確認書等(「確認書」若しくは「住宅性能評価書」又はこれらの写し)を添えて認定申請する場合

①から⑩の書類

■長期優良維持保全計画の認定(既存住宅の認定)申請の場合

①から⑫の書類

申請書等の様式はこちらからダウンロードできます



- ①認定申請書／② ※確認書等(確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し)／③付近見取図／④配置図／⑤各階平面図
 ⑥用途別床面積表／⑦床面積積積図／⑧2面以上の立面図／⑨断面図又は矩計図／⑩状況調査書／⑪その他必要と認める書類※
 ⑫工事履歴書(新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容がわかる資料)
 ※その他必要と認める書類
 居住環境基準(法第6条第1項第三号)に適合することが分かる書類(調査票の参考様式を県HPからダウンロードできます。)
 自然災害基準(法第6条第1項第四号)に適合することが分かる書類(調査票の参考様式を県HPからダウンロードできます。)

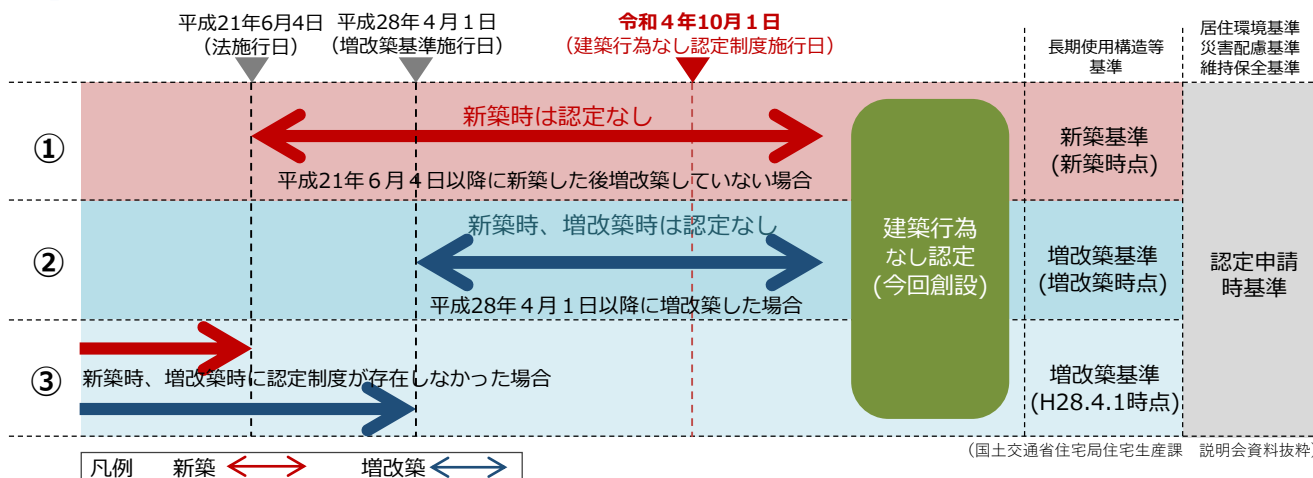
■認定後、工事が完了した場合

- ・ 工事完了報告書
- ・ 当該認定計画に基づき工事が行われたことを確認した書類(建設住宅性能評価書の写しや工事管理報告書の写しなど)

〈お知らせ1〉 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度がはじまりました。

これまでの認定制度は、既存住宅については増改築行為を行わない限り認定を取得することができませんでしたが、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」等の改正により、一定の認定基準を満たす既存住宅については、増改築行為を行わなくても長期優良住宅維持保全計画により認定を取得できる仕組みが創設されました。**なお、既存住宅の認定申請の際は、あらかじめ申請する土木事務所等に相談願います。**

【建築行為なし認定制度の認定基準】



〈お知らせ2〉 新築時の長期優良住宅の認定基準(省エネルギー対策の強化等)が変更されました。

新築時の長期優良住宅に求められる断熱性能の要求値が「断熱等性能等級4」から「ZEH相当(等級5)」への基準の引き上げがなされたほか、一次エネルギー消費量等級の基準が追加されました。

- 住宅性能表示の断熱等性能等級 等級4 (UA≤0.75) ⇒ 等級5 (UA≤0.6) (4地域) 等
- 一次エネルギー消費量等級 認定基準無し ⇒ 等級6 (等級4 (省エネ基準) の▲20%)

手数料一覧

■ 認定申請手数料【長期優良住宅普及促進法第5条関係】

住宅の区分		手数料				
		確認書等ありの場合		確認書等なしの場合		
		新築	増築又は改築 建築行為なし	新築	増築又は改築 建築行為なし	
一戸建ての住宅		10,800 円	16,200 円	40,700 円	61,000 円	
共同住宅等	床面積の区分	500 ㎡以内のもの	19,900 円	29,800 円	95,900 円	143,000 円
		500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内のもの	32,800 円	49,300 円	153,000 円	230,000 円
		1,000 ㎡を超え 2,500 ㎡以内のもの	54,900 円	82,300 円	303,000 円	455,000 円
		2,500 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの	88,000 円	132,000 円	543,000 円	815,000 円
		5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの	134,000 円	201,000 円	934,000 円	1,400,000 円
		10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内のもの	228,000 円	342,000 円	1,720,000 円	2,590,000 円
		20,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内のもの	289,000 円	434,000 円	2,470,000 円	3,700,000 円
		30,000 ㎡を超えるもの	328,000 円	493,000 円	3,020,000 円	4,530,000 円

※確認書等 : 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し
 ※確認書 : 住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書
 ※住宅性能評価書 : 住宅品質確保法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等(長期優良住宅普及促進法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。)である旨が記載された住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書

■ 変更認定申請手数料【長期優良住宅普及促進法第8条関係】

□ 長期優良住宅普及促進法第5条第8項第1～3号までの事項を含む変更の場合

▶ 一戸建て住宅

認定申請手数料に掲げる額を適用

▶ 共同住宅等

認定申請手数料に掲げる額のうち、「長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積を含む)×1/2+増加する床面積」の区分の額を適用

□ 長期優良住宅普及促進法第5条第8項第4～7号までに掲げる事項のみの変更の場合

▶ 一戸建て住宅

認定申請手数料に掲げる額のうち、「確認書等ありの場合」の区分の額を適用

▶ 共同住宅等

認定申請手数料に掲げる額のうち、「長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積を含む)×1/2」の区分かつ「確認書等ありの場合」の区分の額を適用

■ 譲受人の決定または管理者の選任による変更認定申請【長期優良住宅普及促進法第9条関係】

手数料
3,600 円

■ 地位の承継の承認申請【長期優良住宅普及促進法第10条関係】

手数料
2,700 円

■ 容積率に関する特例の許可申請手数料【長期優良住宅普及促進法第18条関係】

手数料
160,000 円

申請窓口・問い合わせ先(TEL)

申請住宅の所在地

大河原土木事務所 建築班	0224-53-3918	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台土木事務所 建築第2班	022-297-4348	名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
北部土木事務所 建築班	0229-91-0737	栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
東部土木事務所 建築班	0225-94-8691	登米市、東松島市、女川町
気仙沼土木事務所 建築班	0226-24-2538	気仙沼市、南三陸町

